

第2回 サイバーポート進捗管理WG（港湾インフラ分野）議事メモ

【意見交換】

（委員）

- ・ 港湾管理者負担金は、何年度から開始し、目安額は大体いくらぐらいになるのか。また、負担金は一律同額の負担になるのか。負担金の金額が変動する場合、港の規模によって変動させる予定になってくるのか。今後構築を進めていくにあたり、年度毎に金額の変動がありえるのか。これらについて教えていただきたい。

（委員）

- ・ 資料1（P.3、4）の負担金の関係で、使用料の記載がされているが、対象者として関係業界団体のほか、民間管理者や受注者、登録利用者、一般利用者についても、広く使用料を徴収することを想定しているのか。また、これらの対象者について、どのような条件が整ったことをもって、使用料の徴収を開始するのかを教えていただきたい。
- ・ 港湾管理者の負担について、他の港湾管理者からもご質問があったが、国負担や港湾管理者負担、利用料収入の配分、港湾管理者間の配分、1 港湾管理者あたりの想定負担額について教えていただきたい。
- ・ 資料1（P.23）のアクセス権限の中分類「電子納品（直轄のみ）」について、「※6 図面のみ閲覧可能」と記載があり、一部の対象者でアクセス可能な情報が限定されている。業務の効率化を図るというサイバーポートの目的からすると、設計・検討等の1つである構造計算書等についても、対象とすることが望ましいと考えており、ご検討いただきたい。
- ・ 資料1（P.26）の維持管理関連で、登録利用者は令和5年度に一部利用可とする予定となっている。具体的に利用可能になるものはどういったものか教えていただきたい。

（委員）

- ・ 資料1（P.4）の費用負担の関係で、直轄事業の港湾管理者負担金により拠出と記載がある。管理者負担金の配分の計算方法について教えていただきたい。今後、対象港湾が拡大し、地方港湾の情報が掲載されていく中、各港の費用負担のあり方についてしっかりと検討される必要があると認識している。

（委員）

- ・ 資料1（P.31、32）の今後のスケジュールで、3月末には第一次運用が開始されると記載がある。港湾管理者として、運用開始後に図面の更新など実施していくことが出てくるかと思うが、今後、港湾管理者として求められる事項について、可能であれば3月に予定されている説明会の場で教えていただければ、港湾管理者の中でスムーズに運用ができると思う。是非ご検討いただきたい。
- ・ 資料1（P.22）の図面データについて、基本的に港湾管理者において、図面データのダウンロード・アップロードを行うことになっているが、国が実施する直轄工事にて図面の変更が生じた場合でも、国からデータをいただいて港湾管理者が実施する運用となるのか、教えていただきたい。

(委員)

- ・ 港湾管理者負担に関しては他の港湾管理者と同様に教えていただきたい。
- ・ 資料1だけでは登録に係る部分について、誰が何をいつまでにするかというところが分からない。今後、先行して第一次運用を開始する際、既存データの登録や、請負工事や委託業務などの発注登録があると想定している。港湾管理者として、何をいつまでにどのタイミングでやるかというのを、分かりやすく教えていただきたい。
- ・ 港湾管理者発注の工事や業務のデータは、補修工事やその他様々な工事、測量や地質調査など様々な調査があるが、どの程度のデータを入力して扱うのか、誰が何をを行う必要があるのか教えて頂きたい。また、発注後に誰が権限を付与するのか、工事・業務終了後は権限をどうするのかなど、発注者と権限付与の関係も教えていただきたい。
- ・ 既存システムとの連携について、維持管理情報データベースは既に入力しているが、こちらを入力すれば更新作業は完結するのか。また、港湾台帳は既にデータベースとして国に提供していると認識しているが、こちらとの連携が煩雑にならないようにしていただきたい。

【事務局】

- ・ 管理者負担金の関係について、まとめて回答する。時期については、令和3年度の補正予算からこの仕組みで実施させていただいている。金額の変動については、基本的に直轄事業の分担金の内数として負担いただいております、各年度の負担は事業費に連動するかたちで変動する。国や港湾管理者の負担についても、その時の事業費に連動する。
- ・ 利用料の徴収については、受注者・一般利用者は利用料を徴収しない予定である。また、使用料の徴収を開始する時期は未定だが、現時点の希望としては、対象港湾を932港湾まで拡大し、データの格納が完了した後を考えている。
- ・ 電子納品の利活用については、指摘のとおり考えているが、電子納品の中に一部個人情報が含まれており、そのまま公開すると問題がある旨、相談している弁護士に指摘をいただいている。そういった課題への対応ができれば、公開は可能かと考えており、引き続き対応方法の検討を進めていきたいと考えている。
- ・ 維持管理関係の登録利用者について、令和5年度に一部利用者が利用可となる予定と記載しており、具体的に想定しているのは維持管理区分情報、維持管理計画情報、点検診断情報の閲覧を可能にすることを考えている。
- ・ 港湾管理者負担金の考え方については、いただいた意見の趣旨を踏まえ、引き続き整備局とも連携し対応していきたい。
- ・ 第一次運用開始前後の港湾管理者の具体的な作業については、データの登録方法等の作業内容をしっかりと整理し、港湾管理者がどのように関わっていくのかも分かるように、説明会等で説明していきたいと考えている。また、図面更新の暫定措置について資料1に記載しているが、いつまでに連絡するというのではなく、更新が発生したら適宜連絡いただき、こちらの運営側と調整しながら修正対応していくイメージである。

- ・ 台帳や維持管理情報 DB の二重入力について、サイバーポートは港湾管理者の独自 DB がある場合、そのデータを参照することを検討していることから、当該港湾管理者の独自の DB 以外への入力は想定していない。

(委員)

- ・ 港湾管理者負担金に関しては他の港湾管理者と同様に教えていただきたい。また、支出・収入など数字と併せて教えていただきたい。
- ・ システムの大規模改修のようなものが今後必要になるのかと思うが、あらかじめ費用負担の考え方は整理した方がいい。必要になってから改めて整理すると色々な意見が出てしまい、整理が難しくなるかと思う。
- ・ 資料 1 (P. 22) の図面データについて、編集には専用ソフトが必要と記載があるが、誰がどのように用意していくのかを教えていただきたい。
- ・ 資料 1 (P. 31) の今後のスケジュールについて、令和 4 年度、5 年度に検討・構築を行い、令和 6 年度に改良ということは、本格運用は令和 7 年度になるのか教えていただきたい。

(委員)

- ・ 資料 1 (P. 23) のアクセス権限について、受注者のアクセス権限で GIS の施設情報や属性情報の書き込みができるようになっている。これはどういう場合を想定されているのか教えていただきたい。アップロードにどの程度の手間かかかるか分からないが、普通の運用であれば、港湾管理者が受注者の成果品を確認後、図面をアップロードするのと考えている。委任データと記載があるので、受注者の権限は管理者の確認できる範囲だとは思っているが、場合によっては港湾管理者の意図しないデータの書き換えが受注者によって出来てしまうのではないかと懸念している。
- ・ 資料 1 (P. 30) の利用規約について、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際に従って利用可能と記載がある。これは、基本的に二次使用で加工しても問題なく、素材として活用してもいいデータとして扱うということなのか教えていただきたい。

(委員)

- ・ 当自治体 (広島県) では管理者独自 DB を構築しており、サイバーポートとの連携を前回 WG でもお願いしていた。資料 1 (P. 4~6) の前回 WG での意見とその対応に記載が無かったため、現在の方針や状況等を教えていただきたい。
- ・ 当自治体 (広島県) の土木施設の維持管理の関係で、情報公開を行っている。その中に性能低下度 (A, B, C, D) は現在含まれておらず、開示していない。そのため、サイバーポートでの性能低下度の取り扱いについて、アクセス権限のあり方や公開のタイミングなど、個別に相談させていただきたい。必ずしもすぐに対応できる訳ではなく、関係者との調整も必要になると考えている。

(委員)

- ・ 港湾管理者としてどんな作業を行う必要があるのかについて気になっている。システム運用開始後の港湾管理者の作業に関して、他の港湾管理者と同様に教えていただきたい。また、出来るだけ作業負担が少なくなるような形で、どういう風に進めていくことが出来るか、そのあたりも検討いただければありがたい。
- ・ 施設の改良工事などを行った際に、工事やその後の業務の中でシステムのデータの入れ替えを行っていいのかなど、運用の中で実際に職員の負担を減らせるような、働き方改革にも繋がる活用を検討いただければ、非常に良いシステムになると考えている。

(委員)

- ・ 防災情報サブシステムの対応や、施設位置図 (Shape ファイル)・港湾計画図 (P21・DWG) の編集など、港湾管理者の負担となる対応について、図面の更新は令和 5 年度の暫定措置として対応いただけると説明いただいたが、令和 6 年度以降もそういった港湾管理者の作業が増えてくると考えている。
- ・ 資料 1 (P. 4) の意見と対応方針案でも、軽微な変更は運営の中で対応と記載があるが、軽微の解釈は各港湾管理者の業務量などによって異なる懸念がある。軽微な変更として、どの程度の作業を想定しているのか教えていただきたい。

【事務局】

- ・ 港湾管理者負担金の詳細な説明については、引き続き整備局とも連携し対応していく。
- ・ 運用後の大規模改修については、ご指摘のとおりと認識している。現在、第一次運用の構築が完了したばかりで、これから運用段階になるが、ご指摘も踏まえ、長期的な見通しをどのように考えていくか、そういった視点も含めて運用にあたっていきたいと考えている。
- ・ 施設位置図 (Shape ファイル) の編集に専用ソフトが必要というところについては、それぞれの港湾管理者にソフトを導入いただくのは難しいと考えており、今後 CAD 等で出力できるよう考えている。そのため、CAD 等での出入力が可能になったら、資料 1 (P. 22) の港湾計画図と同様に、直営もしくは外注により更新いただきたいと考えており、資料 1 (P. 22) の※のとおり記載させていただいている。
- ・ 本格運用のタイミングについては、対象港湾を 932 港湾に拡大し、完全にデータの格納が終わる令和 6 年度末をイメージしている。
- ・ 受注者の編集権限について、意図せぬ更新が起きてしまう仕組みとなっていないかがご懸念の 1 つかと思う。成果品の受領後、発注者の港湾管理者が登録やアップロードを行うことで、データの更新を行うのが基本と考えている。また、受注者への ID 付与は、発注者になり代わり作業を依頼する際に活用するイメージで考えており、成果品を確認した上で発注者がアップロードする場合であれば、そもそも受注者へ ID を付与する必要がないと考えている。

- ・ クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際については、ご発言いただいたとおり、入手したデータを利用して他の成果を作り出す、二次利用について問題ないという認識で相違ない。
- ・ 管理者独自 DB について、サイバーポートと各港湾管理者の独自システムとの連携を進めなければいけないという視点の下、各港湾管理者と調整しており、貴団体様ともその中で対応している認識である。令和 5 年度以降の連携に向けて、順次検討を行っている。資料 1 (P. 31) の今後のスケジュールに示している、外部システム等との連携の中で実施を考えており、連携の準備が整ったところから順次進めていく予定である。
- ・ 性能低下度については、資料 1 (P. 22) のアクセス権限に記載のとおり、既に国土交通 DPF にて公開している-7.5m 以深の係留施設については、横並びをとり公開することを考えている。
- ・ 港湾管理者の業務の中での活用について、どういう関わりをもって取り組んでいただくのか、業務の中にどう組み込んでいくのかなど、業務の負担にならないように留意しつつ、活用していく方法が重要であり、そういった視点を持って今後各種検討を行えればと考えている。
- ・ 令和 5 年度の暫定処置である軽微な変更への対応については、暫定措置を行いながら、作業量について見極めたい。

(委員)

- ・ 資料 1 (P. 23) のアクセス権限について整理が進み、権限と利用できる情報の範囲が分かりやすくなっている。コンサルタントとしては、一般利用者として登録なしで使用するか、登録利用者として登録をして利用するか、どちらかを選択するのかと思っている。また、港湾管理者や地方整備局等から業務を受注した場合は、受注者としてのアクセス権限が別に出てくるイメージで理解している。同じ会社が登録利用者と受注者の両方のアクセス権限を持つ場合、違う 2 つの ID を使い分けながら仕事を行っていくことになるのか教えていただきたい。
- ・ 利用料について、一般利用者と受注者は利用料が発生しないということだが、登録利用者は利用料が発生するのか、また、いつからいくらぐらいを想定しているのか教えていただきたい。
- ・ 受注者としてアクセス権限をいただく場合、受注者がユーザー登録を行うのか、港湾管理者や地方整備局等の発注者から権限が付与されるのか、もしくはシステム管理者から発行されるのか教えていただきたい。

(委員)

- ・ 資料 1 (P. 23) のアクセス権限の電子納品保管管理システムについて、データの登録は発注者で行うのか、将来的にでも受注者にてデータを登録する場合は、特記仕様書に登録すべき必要項目や、登録の義務があることを記載していただきたい。
- ・ 電子納品データには工事の安全に関する資料など、かなり幅広いデータが入っている。サイバーポートが必要とするのは、おそらく出来形や品質管理上のデータかと思うため、そういった記載を特記仕様書に記載いただければ、受注者は対応できるかと考えている。

- ・ 施工に関するデータ以外にも、色々なデータが入っているため、それぞれの資料を担当している者が、どこに入れたらいいのかわかりやすい状態になっていることや、担当の資料を登録した際に自動的にチェックして、登録状況が一目で確認出来るようになっていけば、登録の漏れがなく将来の維持管理上にも活かしていけると考えている。そういった活用しやすい、仕様にしていただけると非常に助かる。

(委員)

- ・ 資料1 (P.23) のアクセス権限について、ユーザー管理が複雑になっているため、適切な運用確保が大変重要かと考えている。例えば、受注者については、貸与データに限定したアクセス権が設定されるため、受注が決定した段階でシステム管理者において受注者 ID の払出し業務が多数発生することが予想される。また、発注者においても受注者 ID 毎に対応する貸与データを適切に設定することが重要となる。
- ・ 資料1 (P.10) の利用登録で、登録された組織毎の管理者が適切に ID を発行することが前提となっていると思われる。例えば、各組織の管理者が使われない ID を大量発行したり、退職や異動等に対応して一般ユーザーの変更を行わなかったり、事業者の廃業等に対応しないなどの不適切な ID 管理が行われた場合、利用権限を消失した者によるデータへの不正アクセス、ID 悪用による攻撃といったセキュリティ上のリスクとなる可能性が出てくる。こういった事項について、国の行政機関等においては、情報システムセキュリティ責任者の遵守事項として定められていることにご留意いただく必要があるかと考えている。

(委員)

- ・ 令和5年3月末の一次運用開始後には、当組織がシステム運用保守を担当することになる。委託業者の協力も得ながら、ヘルプデスクの運営を含めて取り組んでまいりたい。色々と未確定な部分もあるし、利用対象の拡大や、機能拡張・改善に伴って利用実態もどんどん変化していく中、運用保守も手探りで進めていくことになると思っている。適宜、体制も含めて改善しながら、対応していきたいと考えているが、WGの委員の皆様方や、各機関の皆様方に引き続きご意見、ご助言、ご提案いただきながら運用していきたいと思っている。この場をお借りしてお願い申し上げます。

【事務局】

- ・ 登録利用者については、使用料が発生する。時期については、対象港湾を932港湾に拡大した後を考えているが、各種関係者との話し合いの中で、調整が入る可能性もある。
- ・ 登録利用者としてのIDと、受注者のIDの2つのIDを使い分けることについては、受注した業務限りのIDが発行されるという形で考えているが、IDがメールアドレスであれば1IDで2つの権限を兼ねる必要があると感じており、そういった矛盾が生じないように確認していく。確認の結果については、追ってご連絡させていただく。

(座長)

- ・ 権限が違ってくるため、事務局にて検討をお願いする。

【事務局】

- ・ 受注者の ID 払出しについては、過去の会議でもご意見をいただいていたかと思うが、大元のシステム管理者にて払出しを行うと、機動的な対応も出来ないため、それぞれの発注者の管理者権限を持つユーザーから、受注者 ID の払出しを行う予定で考えている。
- ・ 電子納品物保管管理システムについては、既に特記仕様書にはオンライン電子納品に対応するよう基本的に入れ込む対応がされていると聞いている。そのような形で各工事・業務の登録がしっかりと実施されていけば、サイバーポートとの連携も問題ないと考えている。
- ・ また、特記仕様書に示したような形で進めていただければ、登録漏れは発生しないと考えているが、認識が違う部分がある可能性もあるため、WG と別の機会でも必要に応じて意見のすり合わせをさせていただきたい。
- ・ ユーザー管理については、ご指摘を踏まえつつ検討していく。どこまで縛れるかもあるが、例えば、受注者であることの確認は、契約関係の確認を行うなど、そういった手順をシステム管理者のみではなく、各担当で対応するルールなどを決めておく必要があると認識している。
- ・ また、利用者が既になく、全く利用されていない ID については、いつまでも放置せず、利用されていない期間が長い ID は定期的に抹消するなど、運用の中で取り組んでいく必要があると考えており、ご意見を踏まえて事務局にて検討する。

(座長)

- ・ 今回、ご質問いただいている内容では、時間の都合で充分ではない委員もおられるかと思うことから、追加の議論については、会議終了後、個別に事務局までお問い合わせいただき、この場以外でも適宜機会を見て事務局に問合せいただければと思う。
- ・ WG として委員の皆様とこういった議論をしたということが 1 つのプロセスであるが、この後、個別に色々な意見を事務局とやり取りしていただきたいと思う。提案になるが、その結果の中で各委員へ共有した方がいいものについては、事務局から委員の皆様へ共有していくという事もあっていいかと思う。

(委員)

- ・ 今回のWGでの意見交換を伺っていて、改めて感じたことを最後にお伝えしたい。
- ・ 段々とサイバーポートの中身がはっきりしてきたことで、議論も具体的な内容になってきて、ユーザー登録やデータの更新方法、港湾管理者の負担金など、かなり突っ込んだ議論もあった。これらは、業務としてしっかり進めていかなければいけないが、せっかく作ったサイバーポートのシステムであるため、しっかりと使っていくことが重要だと思う。使われるために色々なことを考えていく必要があると、改めて感じた。
- ・ 現状は目先のデータ登録やユーザー登録などのことで頭がいっぱいだと思うが、その先も少し意識していただけたらいいかなと思っている。そのためには、3つの観点がある。

- 1つ目は、データをしっかり更新していくというのが重要かと思う。常に更新され、サイバーポートの中が最新の状態になっており、十分な情報が入っているというのは、なかなか難しいとは思いますが、そのためにはどうしたらいいか、何度も更新をお願いするだけでは難しいと思うため、登録が必須になるような、自動的に登録されていくような、何かうまい仕組みをこの第一次運用期間の間に検討していただければと思う。
- 2つ目は、これから初めて使うもので説明会をやることから、運用ベースを作るという話だったが、例えばその説明会の動画を撮っておいて、それを常に見られるようにするとか、せつかく構築するシステムであることから、そういうことが出来るのかなと思う。そういったユーザーへのサポート体制はしっかりとした方が良い。
- 3つ目は利活用の方で、アセットマネジメントや防災での活用、あるいは研究機関、教育機関でのデータ活用による新しい研究など、こういうことがやってもらえるようになるといいと思うことから、その他アイデアでもイメージでもいいので、何か案があれば共有いただければと思う。それらを通じて、サイバーポートの存在感がアピールされていくと、なおいいと思うため、ぜひご協力をお願いしたい。
- 委員よりご意見ありましたが、これだけシステムがたくさんの方に使われると、それだけ狙われる可能性もあるため、セキュリティのところは充分気をつけていただけたらいいのかなと再認識した。

(座長)

- サイバーポートのインフラ部分は一番港湾局らしいシステムである。サイバーポート3分野の厚みを作って、港湾らしさを出す一番重要なところだと思う。
- 一方で、港湾インフラのデータベースの歴史を紐解くと、必ずしも今まで成功してきたというわけではない。一番難しい、一番頑張らないといけない、踏ん張りどころのシステムである。そういう意味で、今日ご発言いただきました各委員の皆様、色々ご心配があると思うことから、それはしっかり受け止める必要があると思う。議論でありました費用の話、アクセス権限の話、それから実際に生産性向上に結びつけるためにどのような運用ができるのかといった検討など、これらは各委員の皆様の力を借りて、事務局と議論の中でしっかりを作り込みをすることが大事だと思う。
- 私見になるが、まだまだシステム自体が受身の形である。アクセスをしてきて、色々検索をかけたら答える、というシステムになっている。システム自体が受け入れの姿勢のままでは、必ずしも使えるシステムとは言えない。このシステムを使って、例えば先ほど委員（港コン協、埋浚協会）より発言のあった、実際の実務に対してどのように使っていくか、うまくこのシステムに仕込まなければならないと思う。電子納品保管管理システムが一番のポイントで、電子成果品をどううまく使えるか、それから電子納品保管管理システムを使わせるにはどうすればいいか、例えば発注者や受注者にうまく使わせるためには、どうすればいいか、もう一工夫いると思うことから、引き続き皆様のご協力、ご支援をよろしくお願ひしたい。